

N P O 関連施策

平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度当初予算

通常事業 計 102 件、復興関連事業 計 13 件

(目次)

府省庁名	通常事業 (件)	復興関連事業 (件)	総括表ページ数
復興庁	0	1	P1
内閣府	8	1	P2 ~ P5
総務省	4	1	P6 ~ P7
法務省	2	0	P8
外務省	9	0	P9 ~ P10
文部科学省	23	4	P11 ~ P20
厚生労働省	35	3	P21 ~ P29
経済産業省	9	0	P30 ~ P32
国土交通省	6	1	P33 ~ P35
環境省	6	2	P36 ~ P38

各施策の詳細につきましては、記載されている所管部局へお問い合わせください。

復興庁では、復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」等）への対応を支援する「被災者支援総合交付金」1件（復興事業）を計上。

内閣府では、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等の「子ども・子育て関連事業」や「NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興・被災者支援事業」等、通常事業8件、復興事業1件を計上。

総務省では、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等を行う「復興支援員」事業等、通常事業4件、復興事業1件を計上。

法務省では、適当な住居のない刑務所出所者等について、宿泊場所の供与等を行う事業等、通常事業2件を計上。

外務省では、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に外務省が資金協力する「日本NGO連携無償資金協力」事業等、通常事業9件を計上。

文部科学省では、（独）国立青少年教育振興機構におけるNPO法人等が実施する様々な体験活動等への支援を行う「子どもゆめ基金」や、被災した幼児児童生徒・教職員の心のケア等に対応するための「緊急スクールカウンセラー等活用事業」等、通常事業23件、復興事業4件を計上。

厚生労働省では、障害者就業・生活支援センターによる「雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施」事業や、「小規模保育事業所の整備」等、通常事業35件、復興事業3件を計上。

経済産業省では、商店街等における外国人観光客の買い物需要等を取り込むための環境整備等の取組を支援する「商店街・まちなかインバウンド促進支援事業」等、通常事業計9件を計上。

国土交通省では、多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」実現のための「スマートウェルネス住宅等推進事業」や、河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動を行う「「子どもの水辺」再発見プロジェクト」等、通常事業6件、復興事業1件を計上。

環境省では、地域における環境保全活動等の拠点を整備する「地方環境パートナーシップ推進費」や、国立公園等におけるエコツーリズムの活動を支援する「エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業」等、通常事業6件、復興事業2件を計上。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	被災者支援総合交付金 (被災者支援総合事業)	新規	復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。	22,034 の内 数	—	100%	県、市町村、NPO 等	被災者支援班 (03-5545-7481)	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	市民活動の担い手の 運営力強化事業	継続	NPO 等を支援している団体が、人材の育成等に課題を抱える団体に対して、人事上の課題の可視化や、他の団体等の例を横展開することを通じて、NPO 等における人材育成や新たな人材確保による組織力の向上を図る。	31	—	—	内閣府	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付 参事官（共助社会づくり推進担当）付 03-6257-1516	
2	放課後児童健全育成 事業	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	(98,176 の内（地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施）)	—	1/3	市区町村（NPO 法人等への委託可）	内閣府子ども・子育て本部 03-6257-1697 ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化総合対策室 03-3595-2493 ※事業内容に関する問合せ	
3	地域子育て支援拠点 事業	継続	地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。	(98,176 の内（地域子ども・子育て支援事業の一事業と	—	1/3	市区町村（NPO 法人等への委託可）	内閣府子ども・子育て本部 03-6257-1697 ※資金交付に関する問合せ	

				して実施))				厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化総合対策室 03-3595-2493 ※事業内容に関する問合せ
4	一時預かり事業	継続	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(98,176の内(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 03-6257-1697 ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 03-3595-2542 ※事業内容に関する問合せ
5	乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。	(98,176の内(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 03-6257-1697 ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 03-3595-2166 ※事業内容に関する問合せ

6	養育支援訪問事業	継続	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。	(98,176の内(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 03-6257-1697 ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 03-3595-2166 ※事業内容に関する問合せ
7	利用者支援事業	継続	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。	(98,176の内(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 03-6257-1697 ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化総合対策室 03-3595-2493 ※事業内容に関する問合せ
8	地域における女性活躍推進モデル事業	継続	育児・介護等の経験を活かした地域活動等、民間団体の知見・ノウハウを活かして、柔軟かつきめ細かに地域の課題を解決する先進的な取組を試行的に実践・検証し、成果を広く共有し他地域への横展開を図る。	23	—	—	内閣府	内閣府男女共同参画局総務課 03-6257-1355

府省庁名	内閣府
------	-----

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	NPO 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業	新規	<p>復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりよく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組^{※1}や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組^{※2}に対して支援を実施。</p> <p>※1 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組</p> <p>※2 復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつためのマッチング・交流等（各県が実施）</p>	203	—	2 / 3	<p>左記※1 NPO 法人、自治会、社会福祉法人、協議会等</p> <p>左記※2 岩手県、宮城県、福島県</p>	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当）付 03-6257-1514	本事業は、27 年度まで実施していた「NPO 等の運営力強化を通じた復興支援事業」を「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（27 年 6 月復興推進会議決定）等に沿って、新たに再構築したもの

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発	継続	高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たな ICT 技術等の研究開発を行う者に対し、その経費の一部を助成。	37	0	1/2	民間事業者等	情報流通行政 局情報通信利 用促進課 03-5253-5743	
2	チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金	継続	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの提供又は開発を行う者に対し、その経費の一部を助成。	46	0	1/2	民間事業者等	国立研究開発 法人情報通信 研究機構 産 業 振 興 部 門 情報バリアフ リー推進室 042-327-7247	
3	ふるさとテレワーク推進事業	新規	企業や雇用の地方への流れを促進し、地方でも都会と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」を推進するため、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対して、導入経費の補助を行う。	600	—	定額 (上限 4,000 万円)	自治体もしくは 民間企業等	情報流通行政 局情報流通振 興課 03-5253-5748	
4	地域情報化アドバイザー派遣事業	継続	ICT を利活用して地域の課題解決に取り組む自治体等に対し、ICT の知見、ノウハウを有する専門家を派遣し、助言、提言、情報提供等を行う。 (自治体と共同で事業を行う NPO も申請可能)	(118 の内 数)	—	—	地方公共団体等	情報流通行政 局地域通信振 興課 03-5253-5758	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	復興支援員	継続	被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る復興支援員を設置する 地方公共団体に対して、設置に係る費用を震災復興特別交付税により財政支援を行うもの。 （NPOは、復興支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務を受託することが可能であるが、復興支援員の委嘱は地方公共団体から直接隊員個人に対し行われるものである。）	—	—	※設置に係る費用を震災復興特別交付税により措置。	地方公共団体	地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	被害者の視点を取り入れた教育の充実強化	継続	特定非営利法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」を全国の刑務所及び少年院で開催し、被害者の苦しみを理解させ、真摯な謝罪に向けた動機付けを図るなど、被害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」を充実させる。（5 か年計画 4 年次）	9	0	—	国	矯正局総務課 03-3580-4111 (内線 5658)	
2	刑務所出所者等の住居の確保（更生緊急保護等の委託）	継続	適当な住居のない刑務所出所者等について、保護観察所の長が更生保護事業を営む者等に委託して宿泊場所の供与等を実施する。	(4,809 の 内数)	0	—	国	保護局更生保護振興課 03-3580-4111 (内線 2635)	

連番	事業名	新・継続区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	日本 NGO 連携無償資金協力	継続	日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に外務省が資金協力するもの。	無償資金協力 162,904 の内数	4,225	上限額まで (1 億円)	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局民間援助連携室 03-5501-8361	
2	NGO 事業補助金	継続	日本の NGO が海外で実施する開発協力事業に関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト後の評価、及び国内外における会議開催等の事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。	17	—	総事業費の 2 分の 1 以下 (上限 200 万円)	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局民間援助連携室 03-5501-8361	
3	NGO 活動環境整備支援事業	継続	日本の NGO の組織体制・事業実施能力強化や専門性向上を目的として、 ① NGO 相談員 ② NGO 海外スタディ・プログラム ③ NGO 海外インターン・プログラム ④ NGO 研究会 を行うもの。	101	—	全額	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局民間援助連携室 03-5501-8361	
4	NGO・外務省定期協議会	継続	NGO と外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ODA の情報提供や NGO との連携における改善策などに関して年 7 回意見交換を行うもの（うち 2 回は地方開催）。	—	—	—	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局民間援助連携室 03-5501-8361	
5	JICA 草の根技術協力事業	継続	日本の NGO 等が提案する途上国住民の生活改善・生計向上に直接裨益することを目的とした技術協力事業を実施するもの。	JICA 運営費 交付金 149,049 の 内数	660	*上限額まで (1 億円(ハ- ト-型)、1000 万円(支援型)	NPO を含む NGO 等	JICA 国内事業部 市民参加推進課 TEL: (03) 5226-8789 E-mail: tatpp@jica.go.jp	

						等)			
6	世界の人びとのための JICA 基金（活用事業）	継続	「世界の人びとのための JICA 基金」では寄附を一般や法人から募り、NGO 団体に委託し、事業を実施しています。	—	—	全額（100 万円以下）	NPO を含む NGO 等	JICA 国内事業部 市民参加推進課 TEL: (03) 5226-8789 E-mail: tatpp@jica. go. jp	
7	JICA NGO 支援事業	継続	国際協力活動を実施している NGO・市民団体が、より効果的・発展的な事業を実施・推進するため、JICA が事業実施や組織基盤強化の側面支援をしています。	JICA 運営費 交付金 149,049 の 内数	—	全額	NPO を含む NGO 等	JICA 国内事業部 市民参加推進課 TEL: (03) 5226-8789 E-mail: tatpp@jica. go. jp	
8	NGO-JICA 協議会	継続	NGO との対話と連携を促進するため、対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促進するため、年 4 回意見交換を行っています。（うち 1 回は地域開催）	—	—	—	NPO を含む NGO 等	JICA 国内事業部 市民参加推進課 TEL: (03) 5226-8789 E-mail: tatpp@jica. go. jp	
9	JICA 地球ひろば団体登録及び会議室利用	継続	開発途上国を対象とした国際協力・国際交流等を行う団体の方々が団体の国際協力活動等の推進のためにご利用いただける貸し出しスペースがあり、セミナー、ワークショップ、報告会等で活用可能です。（なお、施設利用にあたっては、団体登録が必要となります。）	—	—	—	NPO を含む NGO 等	広報室地球ひろば推進課 TEL: (03) -3269-9021 E-mail: mptgp@jica. go. jp	

*NGO より下記上限額内での事業の提案を受け付け適切なものと委託契約を締結し実施するもの

○生涯学習等分野

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業（うち、定住外国人の子供の就学促進事業）	継続	就学に課題を抱える外国人の子供の、公立学校や外国人学校への円滑な就学を図ることを目的として行う、学校とのコーディネートや日本語・母語指導等の取組を支援する。 本事業においては、実施主体の地方自治体から NPO 法人等に業務委託することが可能。	（231 の内数）	—	3 分の 1	地方公共団体、複数の特別区又は市町村を構成員とする合同協議会	文部科学省大臣官房国際課 03-5253-4111 (内 3222)	実施主体である地方公共団体（都道府県及び市区町村）及び複数の特別区又は市町村を構成員とする合同協議会が、一部業務を NPO 法人等に委託可。
2	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	継続	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく様々な活動を推進するため、学校と地域をつなぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、地域学校協働活動を通じ、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。 本事業においては、実施主体の地方自治体と NPO 法人等とが連携し、又は、地方自治体から NPO 法人等に事業の一部委託するなどして取組を推進。	（5,246 の内数）	（351 の内数） ※「地域未来塾に係る学習支援を促進するために必要な ICT 機器等の整備」のみ	3 分の 1	地方公共団体	生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111 (内 3260)	実施主体である地方公共団体（主に市町村）が、一部業務を子供たちの学習・体験等に関わる NPO 法人等に委託可。
3	地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業	継続	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、地域と学校が連携・協働した取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。 本事業においては、実施主体の地方自治体と	（1,221 の内数）	—	3 分の 1	地方公共団体	生涯学習政策局社会教育課 03-5253-4111 (内 3260)	実施主体である地方公共団体（主に市町村）が、一部業務を子供たちの学習・体験等に関わる NPO 法人等に委託

			NPO 法人等とが連携し、又は、地方自治体から NPO 法人等に事業の一部委託するなどして取組を推進。						可。
4	(独) 国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」	継続	(独) 国立青少年教育振興機構において、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、NPO 法人等の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。	(9,029 の内数)	—	予算の範囲内で審査委員会が決定	NPO 法人、公益法人などの青少年教育に関する事業を行う民間の団体	生涯学習政策局青少年教育課 03-5253-4111 (内 2954)	

○ 初等中等教育分野

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28年度予算額 (百万円)	27年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局(課室) 連絡先	備考
5	いじめ対策等生徒指導推進事業	継続	いじめ問題をはじめ、暴力行為、不登校等の様々な課題を抱える子供への支援、子供の社会性や情動の発達と問題行動の関係等について、地方公共団体等に先進的調査研究を委託する。 【調査研究課題例】 ・いじめ問題、暴力行為、自殺予防への対応方法 ・子供の貧困等を背景とした生徒指導上の諸課題 ・脳科学・精神医学・心理学等と学校教育の連携の在り方 ・長期宿泊体験の実施と生徒指導上の効果	18	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	地方公共団体、大学等の研究機関	初等中等教育局児童生徒課 03-5253-4111 (内 3299)	NPO 法人については、その地域の教育委員会等との連携強化の観点から、事業を委託した教育委員会等からの再委託という形で事業を実施することは可能。
6	特別支援教育に関する実践研究充実事業	継続	障害のある児童生徒への教育支援活動を行う NPO 等民間団体を対象に、発達障害児への学習支援等に課題とされている分野等に関する研究を委託し、その研究成果を普及する。	(10 の内数)	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人、民間団体、大学等	初等中等教育局 特別支援教育課 03-5253-4111	

○科学技術・学術分野

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28年度予算額 (百万円)	27年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局(課室) 連絡先	備考
7	多様な科学技術コミュニケーション活動の推進(うち、「ネットワーク成型」プログラム)	継続	社会教育施設、研究機関、地方自治体、NPO法人などの団体が実施する、社会問題等の解決に結びつける科学技術コミュニケーション活動を支援する。(「ネットワーク成型」プログラム)	20	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、科学館、地方公共団体、NPO法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構科学コミュニケーションセンター 03-5214-7493	「多様な科学技術コミュニケーション活動の推進(「機関活動支援型」及び「ネットワーク成型」)のうち、「機関活動支援型」については27年度をもって終了
8	次世代科学者育成プログラム	継続	大学等が実施する意欲・能力ある児童生徒等を対象にした体系的教育プログラムを推進するため、NPO法人を含む団体等の取組を支援する。	20	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、科学館、NPO法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5664	
9	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	継続	科学技術分野で活躍する女性研究者等のロールモデル提示等により、女子中高生の理系進路選択を推進するため、NPO法人を含む団体等が取り組む活動等を支援する。	30	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、科学館、NPO法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5664	
10	戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)	継続	自然科学に加え人文・社会科学の知見を活用し、広く社会の関与者の参画を得た研究開発により社会の具体的問題を解決し、成果の社会実装等を一層推進するため、NPO法人を含む団体等の取組を支援する。	273	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、地方公共団体、NPO法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター 03-5214-0132	

○スポーツ分野

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28年度予算額 (百万円)	27年度補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
11	スポーツ振興くじ助成	継続	(独)日本スポーツ振興センターが販売するスポーツ振興くじ(toto)の収益により、NPO法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体が行う主に地域のスポーツ振興を目的とする事業に対して助成を実施する。	未定	—	①地域スポーツ施設整備助成： 3分の2～5分の4 ②総合型地域スポーツクラブ助成： 10分の9 ③将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成： 5分の4 ④スポーツ団体スポーツ活動助成： 3分の2～10分の9	NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体	スポーツ庁政策課 03-6734-3001	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しています。 ・助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間になります。 ・助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度11月頃に開始予定です。 ・助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性があります。 ・詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHPをご覧ください。

12	スポーツ振興基金助成	継続	(独)日本スポーツ振興センターが運用するスポーツ振興基金(政府出資金と民間からの寄附金を原資)の運用益により、NPO 法人を含むスポーツ団体が行う主に競技力向上を目的とした強化活動、大会開催等のスポーツ活動に対して助成を実施する。	未定	—	3分の2	NPO 法人を含むスポーツ団体	スポーツ庁政策課 03-6734-3001	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しています。 ・助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間になります。 ・助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度11月頃に開始予定です。 ・助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性があります。 ・詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHPをご覧ください。
----	------------	----	---	----	---	------	-----------------	--------------------------	--

○ 文化分野

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28年度予算額 (百万円)	27年度補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局(課室) 連絡先	備考
13	芸術文化振興基金による助成	継続	広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していける環境の醸成と基盤の強化を図るため、芸術家・芸術団体が行う芸術の創造普及を図るための活動、地域の	未定	—	募集案内に定める助成対象経費の2分の1以内、かつ、自己負担金	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部芸術文化課 03-5253-4111 (内 4796)	

			文化振興を目的として行う活動、文化に関する団体が行う文化の振興普及を図るための活動等に対して支援する。			の範囲内。			
14	舞台芸術創造活動活性化事業	新規	芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進及び、その成果について国内外への発信を促し各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。	3,287	—	公演等の制作にかかる経費の一部(申請金額の査定あり)。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
15	戦略的芸術文化創造推進事業	継続	「文化芸術立国プラン」を総合的に推進するため、国の文化芸術振興上、推進することが必要な優れた文化芸術活動について、国が要件を示して芸術団体等からの企画を選考・採択し、我が国の文化芸術の水準向上と鑑賞機会の充実を図る。	441	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
16	芸術文化の世界への発信と新たな展開	継続	舞台芸術や現代アートなど我が国の優れた芸術文化を積極的に海外に発信するとともに、各分野における国際文化交流を推進することにより、我が国の芸術水準の飛躍的向上を図り、我が国における芸術文化の創造力と国際競争力を高め、「文化芸術立国」の推進に資する。	962	—	公演等の制作にかかる経費の一部(申請金額の査定あり)。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
17	新進芸術家グローバル人材育成事業	継続	新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い視野、広い見聞、広い分野に関する知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資する。	(1,414の内数)	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	

18	文化芸術による子供の育成事業	継続	小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。また、小学校・中学校等において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。	5,123	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2835)	
19	劇場・音楽堂等活性化事業	継続	我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し総合的に支援する。	3,027	—	募集案内に定める助成対象経費の2分の1以内、かつ、自己負担金の範囲内。 又は、事業実施に係る経費の一部（申請金額の査定あり）。	地方公共団体、NPO 法人等、法人格を有する者等	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 3163)	
20	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（うち、「地域日本語教育実践プログラム」等）	継続	日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育成及び学習教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組を支援する。	(150 の内数)	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、地方公共団体、公益法人、NPO 法人等	文化庁文化部 国語課 03-5253-4111 (内 2839)	
21	伝統文化親子教室事業	継続	子供たちが親と共に、民俗芸能・工芸技術・邦楽・日本舞踊・茶道・華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行う。	1,202	—	定額補助（上限：1教室あたり50万円）	NPO 法人を含む文化関係団体	文化庁文化財部 伝統文化課 03-5253-4111 (内 4786)	

22	伝統音楽普及促進支援事業	継続	伝統音楽の正しい知識、技能を指導者等に教授するため、実演家団体等が行う伝統音楽等の普及を促進する取組に対して支援を行う。	27	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む伝統音楽関係団体	文化庁文化財部 伝統文化課 03-5253-4111 (内 3104)	
23	NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業	新規	空き家の増加や管理運営資金の不足、法令上の制約といった、文化財建造物の管理活用に係る様々な課題に関して、活用実践者の立場から考え得る実効性の高い打開策を「自立支援モデル」と呼び、これを委託事業により幅広く集めながら、今後の有効な対策を官民の協力により検討する。	11	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人、募集案内に定める要件を満たす社団法人、財団法人、任意団体等	文化庁文化財部 参事官付 03-5253-4111 (内 3160)	

○生涯学習分野

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	仮設住宅の再編等に 係る子供の学習 支援によるコミュニ ティ復興支援事業	名称 変更	震災の影響で学習環境が好転してい ない地域の子供を中心に、地域と学校の 連携・協働による学習支援等を実施す ることにより、被災地における子供の 学習環境の好転や仮設住宅内、また、 仮設住宅とその周辺地域とを結ぶコミ ュニティの復興促進を図る。	(795 の内 数)	—	委託事業で あり、申請 金額の査定 あり。	地方公共団 体等	生涯学習政策 局社会教育課 03-5253-4111 (内 3286)	実施主体である地方公共団 体が、一部業務を NPO 法人 等に委託可。 平成 27 年度「学びを通じた 被災地の地域コミュニティ 再生支援事業」から名称変 更。
2	被災者支援総合交 付金（福島県の子 供たちを対象とす る自然体験・交流 活動支援事業）	継続	福島県内の子供を対象として、学校や 社会教育団体等が実施する自然体験活 動や県内外の子供たちとの交流活動を 支援する。	(22,034 の 内数)	—	10 分の 9	福島県	生涯学習政策 局青少年教育 課 03-5253-4111 (内 2058)	

○初等中等教育分野

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
3	緊急スクールカウ ンセラー等活用事 業	名称 変更	被災した幼児児童生徒・教職員の心の ケアや、教職員・保護者等への助言・ 援助、学校教育活動の復興支援、福祉 関係機関との連携調整等様々な課題に 対応するため、自治体等に対し、スク ールカウンセラー等を活用する経費を 全額国庫補助で支援する。	2,701	—	10/10	地方公共団 体等	初等中等教育 局児童生徒課 03-5253-4111 (内 2905)	NPO 等民間事業者について は、被災自治体との連携強 化の観点から、被災自治体 からの再委託という形で事 業を実施することが可能。 平成 27 年度「緊急スクール カウンセラー等派遣事業」 から名称変更。

○スポーツ分野

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28年度予算額 (百万円)	27年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
4	スポーツ振興くじ 助成 (東日本大震災復 旧・復興支援助成)	継続	(独)日本スポーツ振興センターが販売するスポーツ振興くじ(toto)の収益により、NPO法人を含むスポーツ団体が行う総合型地域スポーツクラブの復興等を目的とする事業に対して助成を実施する。	未定	—	被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業：10分の10(定額)	NPO法人を含むスポーツ団体	スポーツ庁政策課 03-6734-3001	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しています。 ・助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間になります。 ・助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性があります。 ・詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHPをご覧ください。

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	地域支援事業交付金	継続	要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業に対し交付金を交付する。 ①介護予防・日常生活支援総合事業（平成 29 年度までに段階的に実施）旧介護予防事業又は旧介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業	(103,038 の内数)	(79,830 の内数)	① 25/100 ②、③ 39/100	<実施主体> 市町村 <委託先> NPO 法人等	老健局振興課 03-5253-1111 (内線 3937)	
2	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施	継続	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保険、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な実施を行う。	7,537	—	10/10 ※委託費の 上限額内で 交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人 等	職業安定局 障害者雇用対策課 地域就労支援室 03-5253-1111 (内線 5832)	
3	障害者就業・生活支援センター事業 (生活支援等事業)	継続	就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。	(698 の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 <委託先> 都道府県知事が指定した NPO 法人等	障害保健福祉部障害福祉課 03-5253-1111 (内線 3044)	
4	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、	(6,956 の内数)	(6,042 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県	障害保健福祉部障害福祉課	

			児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。				指定都市 中核市 ＜委託先＞ 社会福祉法人 医療法人 公益社団法人 NPO法人等	03-5253-1111 (内線 3035)	
5	就労移行等連携調整事業	継続	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行を支援する。	(54 の内数)	—	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 ＜委託先＞ 都道府県知事が指定したNPO法人等	障害保健福祉部障害福祉課 03-5253-1111 (内線 3044)	
6	自殺防止対策事業	継続	自殺防止対策に取り組む民間ボランティア団体の活動に対し、財政支援する。	(130 の内数)	—	定額	＜実施主体＞ NPO法人等	障害保健福祉部企画課自殺対策推進室 03-5253-1111 (内線 2837)	
7	保育対策総合支援事業費補助金 (うち、保育士・保育所支援センター設置運営事業)	継続	潜在保育士への就職支援、保育所に勤務する保育士等への相談支援、保育所の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。	(38,962 の内数)	—	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 指定都市 中核市 ＜委託先＞ NPO法人等	雇用均等・児童家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 7918)	
8	保育対策総合支援事業費補助金 (うち、①認可化移行調査費等支援事業、②認可化移行改修費等支援事業、③認可化移行移転費等支援事業)	継続	認可保育所等に移行するために、①障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な経費の補助、②移行を希望する施設に対し、設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部の補助、③立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部の補助を行う。	(38,962 の内数)	—	1/2 ※待機児童解消加速化プランに参加する場合 2/3	＜実施主体＞ 市区町村 ＜補助先＞ NPO法人等	雇用均等・児童家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 7918)	
9	保育対策総合支援事業	継続	①、②賃貸物件による保育所及び小規模保育事	(38,962 の	—	1/2	＜実施主体＞	雇用均等・児童家	

	業費補助金（うち、①賃貸物件による保育所改修費等支援事業、②小規模保育改修費等支援事業、③家庭的保育改修費等支援事業）		業所を設置するために必要な改修費等の一部を補助する。 ③居宅や賃貸アパート等において家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修費等の一部を補助する。	内数)		※待機児童解消加速化プランに参加する場合 2/3	市区町村 <委託先> NPO法人等	庭局保育課 03-5253-1111 (内線 7918)	
10	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①保育環境改善等事業、②民有地マッチング事業、③認可外保育施設の衛生・安全対策事業、④家庭支援推進保育事業）	継続	①保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）の設備の整備等に必要な経費の一部を補助する。 ②地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等に必要な経費の一部を補助する。 ③認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な経費を一部助成する。 ④家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。	(38,962の内数)	—	①、③ 1/3 ②、④ 1/2	<実施主体> ①市区町村、保育所を 経営する者 ②都道府県、市区町村、 都道府県等が認めた者 ③市区町村、市区町村 が適切と認めた者 ④市区町村 <委託・補助先> NPO法人等	雇用均等・児童家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 7918)	
11	保育所等整備交付金（うち、小規模保育整備事業）	新規	小規模保育事業所の施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	(53,421の内数)	—	定額（1/2相当） ※待機児童解消加速化プランに参加する場合は定額（2/3相当）	<実施主体> 市区町村 <設置主体> 市区町村が認めた者 (NPO法人等)	雇用均等・児童家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 7918)	
12	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を	(29,089の内数)	—	定額	<実施主体> 都道府県 <委託先>	社会・援護局 総務課 03-5253-1111	

			設置し、保護観察所と協働して福祉サービスにつなげるための準備を進める。				NPO法人等	(内線 2816)	
13	社会的な居場所づくり支援事業	継続	被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(29,089の内数)	—	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2827)	
14	居住の安定確保支援事業	継続	被保護者の安定した地域生活の継続を図ることを目的に、賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業。	(29,089の内数)	—	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2827)	
15	社会福祉振興助成事業	継続	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。	608	—	定額	<実施主体> (独)福祉医療機構 <助成先> NPO法人等	社会・援護局 福祉基盤課 03-5253-1111 (内線 2866)	
16	社会福祉推進事業	継続	地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、社会福祉事業の発展改善等に寄与することを目的として実施する。	(29,089の内数)	—	定額	<実施主体> 採択された法人 (NPO法人含む)	社会・援護局 総務課 03-5253-1111 (内線 2891)	
17	被保護者就労支援事業	継続	被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。	(21,772の内数)	—	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村	社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2827)	

							<委託先> 社会福祉法人 NPO法人等		
18	被保護者就労準備支援事業	継続	就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。	(29,089の内数)	—	2/3	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2827)	
19	ひきこもり対策推進事業	継続	ひきこもりの状態にある本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、また、ひきこもりサポーターを養成・派遣することで、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	(29,089の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 市区町村 <委託先> NPO法人等	社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	
20	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	継続	地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援といった共助の取組の基盤づくりを支援する。	(29,089の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 市町村 <委託先> NPO法人等	社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	
21	生活困窮者自立支援制度	継続	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ① 自立相談支援事業 ② 就労準備支援事業 ③ 一時生活支援事業 ④ 家計相談支援事業 ⑤ 学習支援事業 ⑥ その他事業	(29,089の内数)	—	① 3/4 ②、③ 2/3 ④、⑤、⑥ 1/2	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2874)	

22	H I V感染者等のN G O等への支援事業	継続	H I V感染者等で構成されるN P O・N G O等による活動を支援し、効果的で当事者性のあるH I V感染予防の普及啓発や患者支援を図る。	(133の内数)	—	10/10	<実施主体> N P O法人等	健康局結核感染症課 03-5253-1111 (内線 2358)
23	がん検診従事者研修事業	継続	胃内視鏡検査を実施する場合には、偶発症対策を含めた検診体制の整備が必要であることから、胃内視鏡検査に係る医師に対する研修を実施。	(57の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 公益法人 一般社団法人 一般財団法人 N P O法人等	健康局がん・疾病対策課 03-5253-1111 (内線 4604)
24	がん臨床試験基盤整備事業	継続	臨床研究コーディネーターやデータマネージャーを雇用し、質の高い研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を行う。	90	—	10/10	<実施主体> N P O法人等	健康局がん・疾病対策課 03-5253-1111 (内線 4604)
25	地域の健康増進活動支援事業	継続	地域において健康づくりに取り組む公益法人、N P O法人等の活動を支援することにより、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。	(80の内数)	—	1/2	<実施主体> 公益法人 一般社団法人 一般財団法人 N P O法人等	健康局健康課 03-5253-1111 (内線 2971)
26	若者職業的自立支援推進事業	継続	「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。	3,838	—	10/10	<実施主体> 国 <委託先> 民間企業 N P O法人等	職業能力開発局キャリア形成支援課 03-5253-1111 (内線 5969)
27	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県等が行う公共職業訓練(離職者に対する訓練)について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。	(34,744の内数)	—	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県及び横浜市 <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 N P O法人等	職業能力開発局職業能力開発課 03-5253-1111 (内線 5924)
28	障害者の態様に応じ	継続	民間教育訓練機関等多様な委託先を活用する	(1,695の内数)	—	10/10	<実施主体>	職業能力開発局能

	た多様な委託訓練の実施		ことにより、個々の障害者の態様に対応した委託訓練を実施する。	内数)		※委託費の上限額内で交付	都道府県 <委託先> 民間企業 社会福祉法人 NPO法人等	力開発課 03-5253-1111 (内線 5924)	
29	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。	(29,958の内数)	—	訓練の受講者1人につき月5万~7万円	<実施主体> 国 (都道府県労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構) <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO法人等	職業能力開発局能力開発課 03-5253-1111 (内線 5924)	
30	キャリア教育専門人材養成事業	継続	労働行政としてこれまで培ってきたキャリアコンサルティングの専門性を活かし、大学等における実践的なキャリア教育をサポート・推進する専門人材の養成を図るため、講習を実施する。	13	—	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 国 <委託先> 民間企業 NPO法人等	職業能力開発局キャリア形成支援課 03-5253-1111 (内線 5969)	
31	樺太等残留邦人集団一時帰国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援する。	36	—	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 国 <委託先> NPO法人等	社会・援護局 援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3465)	
32	中国残留邦人等地域生活支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する。	(10,822の内数)	—	10/10	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO法人等	社会・援護局 援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3463)	
33	地域生活支援推進事	継続	全国7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交	(8の内数)	—	10/10	<実施主体>	社会・援護局	

	業		流センターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助する。			※委託費の上限額内で交付	中国帰国者支援・交流センター <委託先> NPO法人等	援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3463)
34	海外未送還遺骨情報収集事業	継続	海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内及び現地において情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う。	(117の内数)	—	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 国 <委託先> NPO法人等	社会・援護局 事業課事業推進室 03-5253-1111 (内線 3478、3480)
35	遺骨収集帰還等派遣費補助事業	継続	海外等で戦没した日本人の遺骨収集帰還等に民間協力者が参加する際の旅費を補助する。また、民間団体等が行う慰霊友好親善事業に対し補助を行う。 ① 遺骨収集帰還等事業 ② 慰霊巡拝事業 ③ 慰霊友好親善事業	(309の内数)	—	① 10/10 ② 1/3 ③ 定額	<実施主体> 遺族及び 戦友団体 NPO法人等	社会・援護局 事業課 03-5253-1111 (内線 4510)

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備 考
1	被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）	継続	東日本大震災の被災者が、現に居住する地域において、安心して日常生活を営むことができるよう、被災者の心のケアや孤立防止のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援などの孤立防止等のために必要となる支援を一体的に提供する体制の構築を図る。	(22,000 の内数)	—	10/10	<実施主体> 岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村 <委託先> NPO 法人等	社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	
2	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	継続	地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援といった共助の取組の基盤づくりを支援する。	(29,089 の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 市町村 NPO 法人等	社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	
3	原子力災害対応雇用支援事業	新規	福島県に造成した基金を活用する等により、震災等の影響による失業者の一時的な雇用機会を創出する。	(4,245 の内数)	—	福島県及び同県内の市町村から委託費として支給	<実施主体> 福島県及び同県内の市町村 <委託先> 民間企業 NPO 法人等	職業安定局 雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室 03-5253-1111 (内線 5794)	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	商店街・まちなかイン パウンド促進支援事 業	新規	商店街等における外国人観光客の買物需要等 を取り込むための環境整備等の取組に対する 支援を行う。	—	998	2/3 以 下	民間事業者等	商務流通保安 グループ 中心市街地活 性化室 03-3501-3754 各経済産業局 担当課室	
						2/3 以 下	商店街組織と民 間事業者の連携 体、又は商店街 組織	中小企業庁 商 業 課 03-3501-1929 各経済産業局 担当課室	
2	地域・まちなか商業活 性化支援事業	統廃 合	コンパクトシティ化に取り組む「まち（中心市 街地）」、地域コミュニティ機能・買物機能を維 持・強化する「商店街」において、商業施設等 の整備や空き店舗への店舗誘致など、地域商業 の活性化の取組みに対する支援を行う。	2,012	—	2/3 以 下	民間事業者等	商務流通保安 グループ 中心市街地活 性化室 03-3501-3754 各経済産業局 担当課室	
						2/3 以 下	商店街組織と民 間事業者の連携 体、又は商店街 組織	中小企業庁 商業課 03-3501-1929 各経済産業局 担当課室	

3	ふるさと名物応援事業(小売業者等連携支援事業)	継続	海外市場への展開を狙った地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を補助する。	(1,000の内数)	(3,000の内数)	2/3	小売業・サービス業を営む法人及び小売業・サービス業者とネットワークを有する法人(特定非営利活動法人含む)等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
4	ふるさと名物応援事業(低未利用資源活用等農工商等連携支援事業(連携体構築支援型))	継続	中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に関する指導、助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に要する費用を補助する。	(1,000の内数)	(3,000の内数)	2/3	一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
5	ふるさと名物応援事業(JAPANブランド育成支援事業)	継続	中小企業・小規模事業者の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する費用を補助する。	(1,000の内数)	(3,000の内数)	定額、 2/3	商工会・商工会議所・組合・特定非営利活動法人等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
6	中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(地域ネットワーク活用海外展開支援事業)	統廃合	4者以上で構成される中小企業グループが、地域支援機関等によるネットワークの支援を受けつつ、ミッション派遣やバイヤー招聘等の海外展開を目指す取組に対する費用を補助する。	(1,430の内数)	—	2/3	中小企業・商工会・商工会議所・一般社団法人・一般財団法人・組合・特定非営利活動法人等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
7	地域創業促進支援事業(創業・第二創業補助金)	統廃合	地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用や、事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑	(847の内数)	(760の内数)	2/3	個人、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促	

			戦する第二創業者に対し、創業費用に加え、廃業費用（法手続費用、在庫処分等）も補助する。				組合、特定非営利活動法人	進課 03-3501-1767	
8	地域創業促進支援事業（創業支援事業者補助金）	統廃合	産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援（創業者への継続的な経営指導、ビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース運営事業等）の取組を補助する。	（847の内数）	—	2/3	株式会社、協同組織金融機関、一般社団法人、一般財団法人、商工会・商工会議所、特定非営利活動法人 等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
9	地域創業促進支援事業（創業スクール事業）	統廃合	全国で創業スクールを開催してビジネスプランの作成まで指導し、創業までのフォローアップを行うとともに、受講生を対象としたビジネスプランコンテストの開催等を行う。	（847の内数）	（440の内数）	—	株式会社、協同組織金融機関、一般社団法人、一般財団法人、商工会・商工会議所、特定非営利活動法人 等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備 考
1	スマートウェルネス住宅等推進事業	継続	子育て世帯、高齢者世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備及び先導的な取組みに対する支援を実施する。	(32,000 の内数)	(18,900 の内数)	1/10, 1/3 等 [直接補助]	民間事業者、NPO 法人等	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39856)	
2	マンション管理適正化・再生推進事業	継続	国土交通省は、マンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図るため、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組みに要する費用に対して補助を行う。	(99 の内数)	—	10/10 (定額補助) [直接補助]	マンション管理組合の活動を支援する法人等	住宅局市街地建築課マンション政策室 03-5253-8111 (内線 39684)	
3	重層的住宅セーフティネット構築支援事業(居住支援協議会活動支援事業)	継続	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化の取組みを支援する。	(210 の内数)	—	10/10 (定額補助) [直接補助]	民間事業者、NPO 法人等	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39864)	
4	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業	継続	地方部における地域資源を活かした事業型の地域づくり活動を創出し、地域の活性化を図るため、地方公共団体、地域金融機関、NPO、民間企業等から構成された組織（地域づくり活動支援体制）の構築及び地域づくり活動支援体制が行う事業型の地域づくり活動に対する支援（中間支援活動）に要する経費を補助する。	(30 の内数)	—	10/10 定額補助（1 件当たり限度額 350 万円。） [直接補助]	地方公共団体、地域金融機関、NPO、民間企業等から構成された組織（地域づくり活動支援体制）	国土政策局 地方振興課 03-5253-8111 (内線 29583)	

5	河川協力団体制度	継続	<p>自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。</p> <p>また、NPO 等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第 99 条に基づく委託を受けることも可能となる。</p>	(795,266 の内数) ※1	—	1/3 等 [間接補助]	国、地方公共団体	<p>○制度全体について 水管理・国土保全局河川環境課 (内線 35444)</p> <p>○個別案件について 各河川管理者 (国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)</p>
6	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	継続	<p>河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO 等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。</p> <p>国土交通省及び地方公共団体は、この登録された「子どもの水辺」におけるソフト・ハード面の様々な支援を実施。例えば、協議会に対し、子どもの水辺サポートセンターから資機材の貸出、情報提供等を支援。</p>	(795,266 の内数) ※1	—	<p>【社会実験・実証事業等】 1/3[間接補助] (かつ、地方公共団体負担額以内) ※都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人に指定された場合は、 1/2[直接補助] (かつ、地方公共団体負担額以内)</p> <p>【普及啓発事業】 定額補助</p>	国、地方公共団体	<p>○プロジェクト全体について 水管理・国土保全局河川環境課 (内線 35433)</p> <p>○個別案件について 各河川管理者 (国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)</p>

※1 地方公共団体等では、この予算の他、社会資本総合整備事業（平成 28 年度 19,986 億円）の内数での事業実施もある。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業	継続	地方部における地域資源を活かした事業型の地域づくり活動を創出し、地域の活性化を図るため、地方公共団体、地域金融機関、NPO、民間企業等から構成された組織（地域づくり活動支援体制）の構築及び地域づくり活動支援体制が行う事業型の地域づくり活動に対する支援（中間支援活動）に要する経費を補助する。	(30 の内数)	—	10/10 定額補助 （1 件当たり 限度額 350 万 円。） [直接補助]	地方公共団体、地域金融機関、NPO、民間企業等から構成された組織（地域づくり活動支援体制）	国土政策局 地方振興課 03-5253-8111 (内線 29583)	

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	地球環境パートナーシッププラザ運営費	継続	市民・NPO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップ形成促進を図るため、国連大学と共同で東京青山に設置している「地球環境パートナーシッププラザ」において、環境情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施する。	72	—	—	環境省	総合環境政策局民間活動支援室 (03-3406-5181)	
2	地方環境パートナーシップ推進費	継続	地域における環境保全活動等に関する情報提供や NPO と自治体、企業、市民等のパートナーシップ促進の拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス」において、対話の場づくり、地域での活動の紹介、環境情報の提供・普及等を実施する。	128	—	—	環境省	総合環境政策局民間活動支援室 (03-3406-5181)	
3	地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	継続	環境教育等促進法において、協働取組の充実が必要とされている。 特に環境課題の解決と地域活性化を推進するためには、多様な主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動に有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した協働取組を行うことが重要である。 このため、環境 NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動の実証に係る費用の一部を支援する。	72	—	—	環境省	総合環境政策局民間活動支援室 (03-3406-5181)	
4	地球環境基金助成金	継続	独立行政法人 環境再生保全機構に設置した	(892 の内	—	—	独立行政法人	総合環境政策局環	

			基金の運用益などにより、環境保全を目的とする民間団体（NGO/NPO等）を対象とし、活動に対する助成を行うとともに、環境保全活動に関する情報提供、人材育成のための研修等を行う。	数)			環境再生保全機構	境教育室 (03-5521-8231)	
5	生物多様性保全推進支援事業	継続	地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的な活動であって、法律に基づき実施する事業（国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生）に対し、国が経費の一部を交付する。	75	—	交付金【国費1/2以内】	環境省	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室 (03-5521-9108)	地域協議会（地方公共団体、NPO等で構成）を対象
6	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	継続	国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援。	(39の内数)	—	交付金は1/2	環境省	自然環境局国立公園利用推進室 (直通：03-5521-8271)	交付金については地域協議会（地方公共団体、NPO等で構成）を対象

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	28 年度予算額 (百万円)	27 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	継続	環境教育等促進法において、協働取組の充実が必要とされている。 特に環境課題の解決と地域活性化を推進するためには、多様な主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動に有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した協働取組を行うことが重要である。 このため、環境 NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動の実証に係る費用の一部を支援する。	72	—	—	環境省	総合環境政策局 民間活動支援室 (03-3406-5181)	
2	生物多様性保全推進支援事業	継続	地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的な活動であって、法律に基づき実施する事業（国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生）に対し、国が経費の一部を交付する。	75	—	交付金 【国費 1/2 以 内】	環境省	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室 (03-5521-9108)	地域協議会（地方公共団体、NPO 等で構成）を対象